

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

【基本的な考え方】

当社は、コーポレート・ガバナンスを、企業理念や経営の基本方針に沿って、様々なステークホルダーに配慮しながら中長期的に企業価値を向上させるための施策の一つと考えております。工作機械産業は業績の変動が極めて大きいことを踏まえ、効果的かつ効率的なコーポレート・ガバナンスの構築を目指します。

【ガバナンス基本方針】

- 1) 株主の権利及び平等性が確保されるよう適切な対応を行うとともに、その権利行使が適切に行えるよう環境の整備に努めます。
- 2) 中長期的な企業価値の向上に貢献する、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 3) 利用者にとって正確でわかりやすい財務情報及び非財務情報を提供できるよう、適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- 4) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、取締役会の役割と責務を適切に果たすように努めます。
- 5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則4-1 後継者計画

当社の社長を含む最高経営責任者等は、工作機械産業及び当社の事業特性を熟知し、リーダーとしての素養のある人材から選出することを基本としております。

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、このような素養のある人材に対して、執行役員制度を通じて次世代の経営者としての教育の機会を提供しております。また、「Makino Business Academy」を社内機関として設置し、従業員に対して経営に関する幅広い内容の教育の場を提供しております。

引き続きそのあり方について、指名・報酬委員会で検討して参ります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4 いわゆる政策保有株式

【保有方針】

当社は取引先との関係を維持し、取引が長期にわたり円滑に行われることを目的として、事業会社の株式を保有しております。

当社取締役会は、毎年個別の保有株式ごとに、経済合理性の検証については資本コストに見合う便益の程度を精査するとともに、共同研究・開発等、当社の中期的な企業価値向上に寄与する可能性の有無を定性的に勘案した上で、総合的な見地から保有の適否を検証することとしております。

このような観点から検証した結果、保有価値が希薄と判断した政策保有株式に関しましては、売却の対象とします。

【議決権行使基準】

中長期的な観点から当社の保有方針に反する恐れがある議案が提出される場合には、その議案について事前の説明を求め、議案が中長期的に当社及び対象会社に及ぼすメリット・デメリットを勘案して判断します。特に、法令・定款に違反する重大な事実があった場合や反社会的行為が見られる取締役等には、反対票を投じます。

原則1-7 関連当事者間の取引

当社が役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、取締役会規則に基づき当社取締役会の承認を得るとともに、取引実施後、その結果を取締役に報告することとしております。

補充原則2-4 社内の多様性の確保

【多様性の確保についての考え方と目標】

当社は工作機械メーカーとしていち早く海外市場へ展開を図ってまいりました。世界に目を向けたグローバル企業として、多様性を大切にす文化が根づいており、人材の多様性確保は、経営目標を達成するための重要な要素の一つと考えております。

多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針並びに当該方針に基づく目標及び実施状況については、有価証券報告書をご覧ください。

原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、受益者への安定的な年金給付を将来に渡って行うため、適切な年金資産の構成割合を策定しております。

資産の運用状況については、経理・人事及び総務部門の役職者で構成する企業年金委員会において、委託先から定期的に報告を受け、その受

当性を確認するとともに、期初及び必要に応じ、運用方針や運用割合について見直し、必要な変更を行っております。  
また、運用責任者については、適切な資質をもった人材を配置するとともに当該責任者に継続的な教育機会を提供することにより資質の向上を図っております。

### 原則3-1( ) 経営理念、経営戦略、経営計画

#### 【経営理念】

当社は、創業以来一貫して工作機械の専門メーカーであり、基幹産業としての自負を持って歩んできました。そして、長年にわたって工作機械の真髄を「クオリティ・ファースト」と位置づけ、下記のとおり経営理念に掲げております。

「信頼こそ企業の存立基盤です。マキノは、使う人、売る人、造る人、みんなが信頼し合えることを願い、すべての製品とサービス、自らの組織と社員のあり方において『クオリティ・ファースト』を追求します。」

#### 【経営戦略】

工作機械産業の戦略の要諦は、短期間に变化する事業環境に適切に対応することにあります。また一方で、身近な日用品から大型旅客機まで幅広い製造業の顧客を対象としており、戦略によって経営の成果が大きく変わります。

その中にあって、以下の点を基本方針としております。

- 1) 市場が求める高品位・高精度な工作機械をいち早く投入できるよう開発体制を強化する。
- 2) 安定して高品位・高品質な工作機械を製造する環境を実現しつつ、需要の変化と増減に柔軟に対応できる効率的な生産体制を確立する。
- 3) 工作機械のユーザーである製造業の生産拠点の世界的な広がりに対応して、海外のグループ各社と有機的に連携し、営業及びサービス拠点の拡大と充実を図る。

これらについて積極的な投資を継続することにより、厳しい環境下にあっても収益を確保しうる強固な企業体質の確立を目指しております。

#### 【経営計画】

工作機械産業は需要の上下変動により業績が大きく左右されるため、中期計画は常に見直す体制となっております。また、変化に柔軟に対応することを経営の優先事項としており、収益力や資本効率等に関する数値目標を公表し、その達成を目的とする方式は採用しておりません。

よって、毎期末の決算短信における翌期の連結業績予想の開示に留めております。

### 原則3-1( ) ガバナンス基本方針

本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」に記載しております。

### 原則3-1( ) 経営陣幹部等の報酬決定方針と手続

当社の役員報酬額の算出は、取締役会の決議によって定めた取締役報酬規程、譲渡制限付株式報酬規程及び監査役会の定めた監査役報酬規程にもとづいております。

取締役の報酬は取締役報酬規程及び譲渡制限付株式報酬規程にもとづき、指名・報酬委員会による審議を経て取締役会において報酬額を決定しております。報酬の内容は各取締役の職責に応じた固定報酬、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬と、譲渡制限付株式報酬で構成しており、賞与はありません。

監査役の報酬は監査役報酬規程にもとづき、監査役会において報酬額を決定しております。報酬の内容は監査役の職責に応じた固定報酬で構成しており、業績報酬ならびに賞与はありません。

### 原則3-1( ) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名方針・手続

委託する職務の適性を有し、且つ、人格、経験及び能力に秀でた人物を選定する方針であり、代表取締役が候補者案を作成します。

経営陣幹部については指名・報酬委員会による審議を経て、取締役会で協議・承認しております。

取締役候補者については指名・報酬委員会による審議を経て、株主総会上程議案として取締役会で協議・承認しております。

監査役候補者については監査役会の同意を得て、株主総会上程議案として取締役会で承認しております。

なお、経営陣幹部の解任につきましては、職務執行に関し不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があった場合、又は心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えない場合には、解職又は不再任とする方針で、取締役会規則に基づき実施します。

### 原則3-1( ) 個々の役員の選任理由

株主総会参考書類にすべての役員候補者について選任理由と略歴を記載しております。

また、適宜、東京証券取引所に適時開示情報として開示を行う等、必要と判断する情報を開示しております。

### 補充原則3-1 サステナビリティについての取組み

#### 【サステナビリティ方針及び取組み】

当社では、サステナビリティについての方針として、以下を掲げております。

マキノグループは、「Promise of Performance」のもと、工作機械事業を通して、お客様とともにサステナブルなモノづくりを追求します。

また、全てのステークホルダーとの対話と連携に努め、信頼関係の構築を図ります。これらの活動に真摯に取り組むことにより、企業価値の向上を目指すと同時に、豊かさや社会・環境の持続可能性が高度にバランスした世界の実現に貢献します。

この方針に基づき、人材育成、地域への貢献、環境負荷低減の取組みなどを進めております。詳しくは当社ウェブサイト(<https://ir.makino.co.jp/sustainability/>)をご覧ください。

#### 【人的資本や知的財産への投資等】

当社では、経営戦略の基本方針である開発体制の強化を図るべく、積極的な研究開発投資を行っております。その取組みにつきましては、有価証券報告書やファクトブック、決算説明会資料等において、特許件数、研究開発費及び開発の内容、設備投資額などを開示しております。詳しくは、当社ウェブサイト(<https://ir.makino.co.jp/>)をご覧ください。

また、人的資本に対する取組みとしましては、当社ウェブサイト(多様な人材の活躍・成長の支援(<https://recruit.makino.co.jp/hr/index.html>))及びサステナビリティサイト(<https://ir.makino.co.jp/sustainability/>))において、各種社内研修に加え、外部教育機関への派遣、大学等教育機関との共同研究等の活動を開示しております。

【気候変動を含む環境負荷低減活動に関する開示の充実】

当社では、2050年のカーボンニュートラル実現を目標に消費電力の少ない工作機械の開発、エネルギー効率の高い工場設備の導入・更新、工場及び周辺敷地の緑化、太陽光パネルの設置等、環境負荷低減の取り組みを進めております。

詳細は、有価証券報告書、統合報告書及びサステナビリティサイト(<https://ir.makino.co.jp/sustainability/>)をご覧ください。

#### 補充原則4-1 経営陣に対する委任範囲の明確化

当社は取締役会で代表者及び業務担当を定めており、有価証券報告書に記載しております。また、取締役会規則及び稟議規程で承認すべき内容及び範囲の枠組みを規定しております。

#### 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外取締役及び社外監査役は、前職における勤務経験をもとに、株主からの負託を受けた当社取締役の職務の執行の監督または監査という機能について、独立した立場から行うという役割を適切に遂行できることを判断し、選任する方針です。また、社外取締役を選任することにより、経営に関する様々な知見を幅広く取り入れるとともに、取締役会の役割がより万全なものになると考えております。

独立役員の選定に当たっては、上記の役割を担っていただける資質を有し、且つ東京証券取引所の定める基準を満たしている方に依頼する方針です。

#### 補充原則4-10 任意の仕組みの活用

指名・報酬委員会の構成、権限・役割等につきましては、本報告書の「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」に記載しております。

#### 補充原則4-11 取締役会のバランス、多様性、規模ならびに取締役の選任に関する方針・手続

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を適切に保つことは取締役会の実効性を高めるにあたり重要であると考えており、取締役候補者の選定にあたり、これらの要素を考慮しております。

取締役の有するスキル等の組み合わせについては、当社の「定時株主総会招集通知」株主総会参考書類に記載しております。詳しくは当社ウェブサイト(<https://ir.makino.co.jp/library/shareholder/>)をご覧ください。

また、取締役候補者の選任方針・手続につきましては、本報告書の「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 原則3-1( )」をご覧ください。

#### 補充原則4-11 役員の兼職状況

株主総会参考書類に記載するほか、有価証券報告書に記載しておりますので、そちらをご覧ください。

#### 補充原則4-11 取締役会全体の実効性評価

当社は取締役会の実効性の向上を課題の一つと認識し、取締役会参加者にアンケートを毎年実施しております。

直近の結果の概要は、次のとおりであることから当社取締役会は実効的であると判断していますが、今後さらなる実効性の向上に努めていきたいと考えております。

- 1) 月次の定例報告、定例的な決議事項のほか、事業計画や投資など、必要な議案が適切に付議されていること
- 2) 取締役及び監査役が活発で建設的な意見交換ができる雰囲気醸成され、適宜発言を行なえること
- 3) 開催回数、所要時間等、取締役及び監査役から取締役会の活動について一定の評価を頂いていること

#### 補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニング方針

役員としての職責を果たしていくことそれ自体に加え、経営課題を解決するために行う日常の役員相互の対話や、取締役会での討議がトレーニングになると考えております。また、個々の役員が担う役割の必要に応じて自らの判断でセミナー等に出席し、その費用は会社が負担しております。

#### 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話については、代表取締役及びIR部門を管轄する取締役が経営陣として統括しております。

代表取締役及びIR部門を管轄する取締役は、合理的な範囲内で投資家との対話に応じるものとします。

当社はIR部門を設置し、投資家との対話促進のために、関連部門と連携して、株主総会、決算説明会、IR面談を開催するほか、IR部門による個別電話ミーティング、問合せ等に応じるものとします。

IR部門は、グループ会社を含む関係部署と連携し、情報の収集と整理を行い、株主との対話の補助や適宜適切な情報開示を行っております。

証券アナリスト・機関投資家を対象に実施している決算説明会では、代表取締役や担当取締役が、決算内容および業績見通しを四半期毎に説明しております。

さらに、Web会議や電話・対面でのミーティングを行い、投資家・株主との建設的な対話を促進しております。

決算説明会での資料、株主総会招集通知、統合報告書などは、すべてのステークホルダーが閲覧できるよう、ホームページに掲載しております。

投資家・株主との対話で把握した意見・要望等の情報は、今後の判断にあたっての参考とするべく、適宜経営陣に報告するものとします。

当社が対話に際して提示する情報は、インサイダー情報に該当しないよう事前に確認し、投資家・株主との対話にあたっては、その範囲内で発言するものとします。

#### 【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応については、当社の決算説明会資料「企業価値向上に向けた取り組み」に記載しております。詳しくは当社ウェブサイト([https://ir.makino.co.jp/library/explanatory/pdf/2024/2024corporate\\_value.pdf](https://ir.makino.co.jp/library/explanatory/pdf/2024/2024corporate_value.pdf))をご覧ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,568,600	14.94
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,892,700	7.92
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT CC CLT OMNI 5000000	1,166,500	4.88
野村信託銀行株式会社(信託口2052274)	1,000,000	4.19
公益財団法人工作機械技術振興財団	893,920	3.74
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	750,000	3.14
CACEIS BANK S.A., GERMANY BRANCH - CUSTOMER ACCOUNT	521,600	2.18
牧野 二郎	478,968	2.00
株式会社三菱UFJ銀行	436,047	1.83
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	400,138	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	機械
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
増田 直史	他の会社の出身者													
山崎 広道	学者													
西野 和美	学者													
高橋 一夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
増田 直史		該当事項はありません。	<p>増田直史氏は、事業会社における役員を歴任し、企業経営及び生産技術に関する豊富な経験と見識を有しております。また、当社の取締役役に就任以来、その専門的な知見を活かして経営に関するアドバイスと監督機能の強化へ寄与する役割を適切に担っていただいておりますので、当社の取締役役として適任であると判断し、引き続きこのような役割を担っていただきたく社外取締役として同氏の再任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は左記のとおり、当社との特別な関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。</p>
山崎 広道		該当事項はありません。	<p>山崎広道氏は、過去に熊本大学法学部長を務め法学に関する豊富な経験と見識を有しております。また、同大学理事・副学長や日本税学会常務理事を務めるなど主導的な立場にて組織を運営する経験を有しており、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、当社取締役役に就任以来、その専門的な知見を活かして経営に関するアドバイスと監督機能の強化へ寄与する役割を適切に担っていただいておりますので、当社の取締役役として適任であると判断し、引き続きこのような役割を担っていただきたく社外取締役として同氏の再任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は左記のとおり、当社との特別な関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。</p>
西野 和美		該当事項はありません。	<p>西野和美氏は、一橋大学大学院教授を務め経営戦略論等に関する豊富な経験と見識を有しております。特に、製造業における研究開発マネジメント、新規事業創出の論理、ビジネスモデルの動態モデルと持続的な競争優位性などをテーマとして研究をされていることから、直接会社の経営に関与されたことはありませんが、その専門的な知見を活かして経営に関するアドバイスと監督機能の強化へ寄与する役割を担う当社の取締役役として適任であると判断し、引き続きこのような役割を担っていただきたく社外取締役として同氏の再任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は左記のとおり、当社との特別な関係はないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。</p>
高橋 一夫		<p>独立役員として指定する社外取締役の高橋一夫氏は、当社の取引証券会社である大和証券株式会社出身ですが、2023年3月に同社を退職しております。</p> <p>同社は複数ある当社主幹事証券会社の一つであり、当社との取引に関して同社が受領した報酬等の額は、当社社債の幹事業務に係る報酬等の額を含め、過去3年間で180万円程度であります。</p>	<p>高橋一夫氏は、大和証券グループ本社及びその子会社での役員を歴任し、企業経営および金融市場に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の取締役役として適任であると判断し、社外取締役として同氏の選任をお願いするものであります。</p> <p>左記のとおり、同氏が代表取締役を務めておりました大和証券株式会社は複数ある当社主幹事証券会社の一つであること、同社との取引額は僅少であることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。</p>



指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	6	0	2	4	0	0	社外取 締役

補足説明

【指名・報酬委員会の構成】

当委員会は取締役6名で構成し、委員会の独立性および中立性を確保するためにうち4名を独立社外取締役とし、委員長には独立社外取締役である委員が就任しております。

【指名・報酬委員会の権限・役割等】

当委員会における審議対象は下記となります。

1) 指名に関する事項

- ・取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き
- ・取締役の選任及び解任議案
- ・その他の経営陣の選定及び解職議案

2) 報酬に関する事項

- ・取締役・経営陣幹部の報酬等の決定方針
- ・取締役の報酬等に関する議案
- ・取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
- ・取締役の個人別の報酬等の内容

3) その他、前各号に関して取締役会が諮問した事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査は、社外監査役2名(うち1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。)を含む監査役3名が、取締役会への出席、当社及びグループ子会社の社員との意見交換、会計監査人との定期的な会合等、関係者と相互に連携して十分な情報を収集し、法令等に従って行っております。

また、内部監査室は、内部監査結果について会計監査人及び監査役に報告する等、相互に連携することにより、会計監査人及び監査役が当社の内部統制に関する理解を深め、より効率的、効果的な監査が行なわれるよう努めております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 次郎	公認会計士													
山口 仁栄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 次郎		<p>独立役員として指定する社外監査役の中島次郎氏は、当社の会計監査人である仰星監査法人(以下「同監査法人」という。)の出身ですが、2008年度以降、当社の監査業務に関与しておらず、2011年6月に同監査法人を退職しております。</p> <p>同監査法人に対する会計監査人の報酬等の額は、おおむね4,500万円程度で推移しております。</p> <p>同氏が開設した会計事務所と当社との間に業務的な関係はありません。</p>	<p>中島次郎氏は、監査法人での公認会計士としての勤務経験から会計に関する豊富な知識と経験を有していることから、直接会社の経営に関与したことはありませんが、当社の監査役として適任であると判断し、同氏の再任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は左記のとおり、当社の会計監査人である監査法人を退職してから相当の期間が経過していることから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。</p>
山口 仁栄		<p>独立役員として指定する社外監査役の山口仁栄氏は、当社の取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行の出身ですが、2014年3月に同行を退職しております。当社は同行より借入を行っておりますが、同行は複数ある金融取引先の一つであり、その額は過去10年間でおおむね80億円から180億円の範囲内で推移しております。また、同行は当社の株主ですが、保有比率は2%未満となっております。</p>	<p>山口仁栄氏は、株式会社三菱UFJ銀行において国際業務部長や海外支店長等を歴任し、また、千代田化工建設株式会社において執行役員を務めるなど、金融市場及び国際ビジネスに関する豊富な経験と見識を有していることから、当社の監査役として適任であると判断し、社外監査役として同氏の選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は左記のとおり、当社の取引銀行を退職してから相当の期間が経過していること、当社の取引銀行は複数あるため同行のみに依存していないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、株主からの負託を受けた社外役員としての役割を、独立した立場から適切に行えるものと判断し、独立役員として指定するものであります。</p>



## 【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員は、全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

短期のインセンティブとして報酬の一部を業績と連動させる他、中長期のインセンティブとして譲渡制限付株式報酬制度を導入しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

会社法、金融商品取引法等の法令の定めに従い、事業報告及び有価証券報告書に報酬等の額を記載しております。役員ごとの連結報酬額等の総額は、1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項  
当社の役員報酬は、取締役会の決議によって定めた取締役報酬規程及び譲渡制限付株式報酬規程、監査役会の決議によって定めた監査役報酬規程に基づいて算出しております。

### イ 取締役の報酬

取締役の報酬は、社外取締役が過半数を占め、また、社外取締役が委員長を務める取締役会の任意の諮問委員会として設置した指名・報酬委員会(以下「指名・報酬委員会」といいます。)へあらかじめ諮問し、その答申を受けて取締役会にて決定します。

#### a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

##### 基本方針

取締役の報酬は、会社の企業業績とそれに伴う企業価値向上を図るインセンティブとして機能するよう株主価値を考慮した報酬体系とすると共に、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえて、取締役会にて決定することとしております。具体的には、取締役の報酬は、職責に応じた月例の固定報酬としての基本報酬、会社業績及び取締役個人に対する評価による業績報酬並びに譲渡制限付株式による株式報酬により構成することとしております。また、社外取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみとしております。

当社は、本方針を実現すべく、2009年5月18日開催の取締役会において、取締役報酬規程及びその内規(以下「規程等」といいます。)の制定を

決議いたしました。また、方針明確化のための取締役報酬規程の表現見直しを2021年4月30日開催の取締役会、譲渡制限付株式報酬制度導入に伴う方針改訂を2022年6月23日開催の取締役会で決議いたしました。

#### 業績連動報酬の内容及びその算定方法の決定方針

業績連動報酬は、各役位とも前年度の会社業績並びに取締役個人の業績評価をもとに、基本報酬及び株式報酬の合計額の50%の範囲にて決定し、毎年、事業年度終了後の一定の時期に支給します。業績連動報酬等の額の算定方法は、連結ROA、連結ROE、連結売上高成長率及び連結営業利益率を会社業績にかかる指標として評価します。取締役はグループ全体の業績に責任を負うことから、いずれも連結の指標を採用しており、各指標にウエイト付けを行い、合計して会社業績を決定します。この会社業績と個人業績について、役位毎に異なるウエイトを掛け合わせて業績スコアを決定します。役位が上がるほど、会社業績の占める割合が大きくなるように設定されており、最終決定した業績スコアに基づき、基本報酬の一定の範囲で業績報酬を算出し、取締役会にて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動に係る指標の予想値(外部公表値)は、連結売上高成長率18.7%、連結営業利益率7.0%、実績は連結ROA5.9%、連結ROE10.6%、連結売上高成長率22.2%、連結営業利益率7.7%となります。連結ROA及び連結ROEの予想値については、資本政策に影響するため非開示としております。

#### 非金銭報酬の内容及びその算定方法の決定方針

非金銭報酬は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限期間を取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までとする当社の普通株式を用いた株式報酬とし、毎年、定時株主総会終了後の一定の時期に付与します。付与する譲渡制限付株式の額及び株式数は、株主総会で定められた上限の範囲内で、取締役の役位に応じて決定します。

#### 基本報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬等の種類ごとの割合は、業績連動報酬が基本報酬及び株式報酬の合計額の50%以内となるように、各報酬の目的を踏まえて適切に設定します。

#### b. 指名・報酬委員会等の手続及び活動内容

当社は、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として2021年6月23日から運用を開始し、取締役候補の指名とその他の経営陣候補の選任及び取締役・経営陣幹部の報酬等に関する審議をおこなっております。最終的な決定権限は取締役会にありますが、取締役会が一方向的に決議するのではなく、委員会の報告を尊重した上で決定するように運用しております。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて審議を行い、審議の結果は決議の内容を含め、指名・報酬委員会の委員長が審議内容に応じて適切と考えられる方法で取締役会に遅滞なく報告しております。取締役会は、その報告を受け、議題の設定、決議を行っており、最近事業年度の役員報酬等の額については、指名・報酬委員会において取締役の個人別の報酬等の額について事前の審議を行った上で、取締役会で決議を行っております。

#### c. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、規程等に従って算出しており、決定方針のとおりと判断しております。

また、取締役会における決定に際して指名・報酬委員会の答申が尊重されております。

#### ロ 監査役の報酬

監査役の報酬は、職責に応じた固定給であり、業績報酬及び賞与はありません。報酬額は、監査役報酬規程に基づき、監査役会にて決定します。

#### 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等のうち、( )金銭報酬の額は、2006年6月20日開催の第67回定時株主総会において年額4億5,000万円以内と決議しており(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。)、( )株式報酬の額は、2022年6月23日開催の第83回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額が上記( )の金銭報酬枠の範囲内で年額9,500万円以内、かつ、発行又は処分される当社の普通株式の総数が年38,000株以内と決議しております(当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役の員数は4名です。)

当社監査役の金銭報酬の額は、2006年6月20日開催の第67回定時株主総会において年額1億4,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役への情報伝達、要望事項への対応その他社外取締役への補佐は、管理部門が分担して行います。常勤監査役は社外非常勤監査役に対して、監査及び会社関係の情報の共有化に常に務めています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
井上 真一	顧問	MAKINO Europe GmbH支援	常勤、報酬有	2022/6/23	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会を設置しております。取締役会は、取締役社長の宮崎正太郎を議長とし、当報告書提出日現在、永野敏之、饗場達明、白石治幸、増田直史(社外取締役)、山崎広道(社外取締役)、西野和美(社外取締役)、高橋一夫(社外取締役)の取締役8名で構成しております。取締役会は、法令、定款及び取締役会規則の定めによるほか、重要事項の決定、業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の選定した代表取締役は会社を代表し、業務執行を行います。代表権を有しない、社外取締役以外の各取締役は、担当する職務を分担し、執行しております。

監査役及び監査役会を設置しております。監査役会は、常勤監査役の香村章夫を議長とし、当報告書提出日現在、山口仁栄(社外監査役)、中島次郎(社外監査役)の監査役3名(うち常勤監査役2名)で構成しております。監査役会は、法令に定められた内容の他、監査役の活動に必要な審議決定、経営改善のためのアドバイス等の措置を行い、独立した立場から取締役の職務の執行を監査しております。

任意の委員会として、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は、社外取締役の高橋一夫を委員長とし、当報告書提出日現在、宮崎正太郎、永野敏之、増田直史(社外取締役)、山崎広道(社外取締役)、西野和美(社外)の取締役6名で構成しております。指名・報酬委員会は、指名に関する事項として、取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き、取締役の選任及び解任議案、その他の経営陣の選定及び解任議案、報酬に関する事項として、取締役・経営陣幹部の報酬等の決定方針、取締役の報酬等に関する議案、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針、取締役の個人別の報酬等の内容、その他取締役会が諮問した事項を審議対象としております。最終的な決定権限は取締役会にありますが、取締役会が一方的に決議するのではなく、委員会の報告を尊重した上で決定するように運用しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、年度により収益の変動が極めて大きい業界にあって、迅速な意思決定を行い環境の変化に素早く対応するとともに、健全な経営判断が行われることを確保するため、上記の体制を整備しています。

社外取締役ならびに社外監査役は、他社における勤務経験をもとに、株主からの負託を受けた当社取締役の職務の執行の監督または監査という機能について、独立した立場から行うという役割を適切に遂行できることを判断し、選任する方針です。また、社外取締役を選任することにより、経営に関する様々な知見を幅広く取り入れるとともに、取締役会の役割がより万全なものになるものと考えています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日の3週間前以前の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年集中日を回避した株主総会日を設定するようしております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又はスマートフォンから、電磁的方法により議決権を行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部を英訳し、東京証券取引所および議決権行使プラットフォーム指定の場所に掲載しております。

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回、決算説明を実施(うち中間・期末は代表者自身による説明有り)	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページにて、ニュースリリース、決算関係資料、ESG関連情報、その他適時開示資料を掲載しております。  URLは次の通りです。 <a href="https://ir.makino.co.jp/">https://ir.makino.co.jp/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営企画室	
その他	アナリスト・機関投資家に個別面談を実施	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	厚木事業所及び富士勝山事業所においてISO14001の認証を取得し、環境保全活動を行っています。
その他	安定的かつ継続的な配当により、株主の皆様への利益還元を図ることを基本としている旨、決算短信と有価証券報告書に開示しております。

### 内部統制システム等に関する事項

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

##### 1. 内部統制システムに関する基本方針

当社の内部統制システムは、リスク管理を基本とし、(1)当社の業務の適正を確保する体制について、(2)子会社の管理について、(3)監査役の監査に関する体制について定めております。

##### (1) 当社の業務の適正を確保するための体制

当社は、リスク管理を業務の適正を確保するための体制の基本とし、リスク管理体制を整備することによって、当社の損失の危険を管理するのみならず、もって法令及び定款からの逸脱を防止し、効率的な業務執行を確保する。当社にとって、リスクとは、損失の危険、法令及び定款からの逸脱、非効率的な業務執行、その他当社の企業価値を損なうおそれのあるもの全てとする。

当社のリスク管理体制は、通常のリスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクは取締役会で検討、判断するものとし、その詳細は「リスク管理規程」に定める。

法令及び定款からの逸脱はリスクの一つとして「リスク管理規程」に定める一方、「就業規則」、「安全保障輸出管理規程」等の社内規程を定め、入社時及び定期、不定期の研修等を通じて周知、教育することにより、法令、規則、その他の規範の遵守を徹底する。

取締役会で検討、判断した内容は、取締役の職務執行に係る情報として、「取締役会規則」に従い取締役会議事録を作成し保管する他、通常業務の意思決定については、「稟議規程」に従い稟議書を作成し、保管する。

##### (2) 子会社の管理

当社は子会社に対し、次のことを求める。

- イ. 当社と同様のリスクの管理を行うこと
  - ロ. 職務の執行、リスクの状況等について、当社に適宜報告すること
  - ハ. 重大な事項がある場合は、当社に事前に報告し協議すること
- また、必要に応じて当社から役員を派遣し、直接意思決定に参加する。

##### (3) 監査役の監査に関する体制

当社の取締役は、取締役会で当社及び子会社に関する重要事項について報告を行う。

当社の取締役及び使用人は、次の場合、速やかに監査役に必要な報告を行いまたは会合を開催する。

- イ. 監査役の要請があった場合
  - ロ. 当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあり、あるいは損害を及ぼした事実があることを発見した場合
- 上記の監査役への報告については、子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者も同様とし、取締役及び使用人が当該報告を理由に報告者を不利に扱うことを禁止する。

監査役が補助人を必要として求めてきた場合、監査役の指示の実効性が確保できるよう人数、地位、所属等を含め、監査役と協議の上選出し、その補助人の処遇については、監査役会の同意を取る。また、監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求があった場

合、監査役の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

## 2. 整備状況について

現在当社では、通常のリスクは業務担当取締役及び部門長が管理し、取締役又は監査役が特に重大なものとして取締役会で検討すべきと判断したリスクを取締役会で検討、判断し、対応しております。また、上記の各種社内規程を定め、入社時の研修等を通じて周知し、規程に従い業務活動の記録を作成、保管しております。子会社に対しては、同様のリスク管理を行い、適宜当社に報告するよう求めるとともに、当社社員等を派遣し、経営に参加させております。監査役に対しては、取締役会等において、必要な報告を行っております。

また当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して整備及び運用を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、その不当な要求には断固として応じないことを基本としております。

平素より、反社会的行為や非道徳的行為に関係することのないよう関係部門と連携し、情報収集はもとより適切な対応を図っております。また、事案の発生時には、関係部門間の情報共有をはじめ、警察その他関係行政機関や弁護士及び外部専門家と緊密に連絡を取り、組織として速やかに対処できる体制を構築してまいります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は次の通りです。

重要な決定事項及び重要な発生事項に関する情報は、社長を経由して情報取扱責任者において、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行い、該当する場合は、速やかに情報取扱担当を通して適時開示を行います。

また同時に、当該情報の関係部門に対して情報管理の指示を行っております。

# コーポレート・ガバナンス体制 模式図

